○海上保安庁告示第三十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年五月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　三池港北防砂堤灯台
位置
所在地　福岡県三池港（北防砂堤外端）
北緯　三三―〇〇―一六
東経　一三〇―二三―三二
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十七年三月五日

名称　宮津港鶴賀防波堤灯台
位置
所在地　京都府宮津港第二区（鶴賀防波堤外端）
北緯　三五―三二―一九
東経　一三五―一二―〇一
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで七・〇メートル
変更年月日　平成二十七年三月五日

名称　砂埼灯台
位置
所在地　北海道茅部郡森町（砂埼）
北緯　四二―〇八―一四
東経　一四〇―四二―四一
変更した事項　光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十七年三月六日

名称　苅田港第八号灯浮標
位置
所在地　福岡県苅田港（苅田港東防波堤灯台の東北東方約二・五キロメートル）
北緯　三三―四八―二七
東経　一三一―〇二―一三
変更した事項　光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル
変更年月日　平成二十七年三月九日
変更年月日　平成二十七年三月十一日
記事　一時変更

名称　赤江港一号防波堤灯台
位置
所在地　大分県津久見市（赤江港一号防波堤外端）
北緯　三三―〇五―二四
東経　一三一―五五―四八
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離
高さ　実効光度七八カンデラ　五・〇海里
変更年月日　平成二十七年三月十一日

名称　寺島橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　蓬来島（長崎県西海市）の西北西方約九〇メートル
北緯　三三―〇二―一三
東経　一二九―三七―四一
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十七年三月十一日
記事　一時変更

名称　寺島橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　寺島橋橋梁灯（C一灯）の東南東方約五〇メートル
北緯　三三―〇二―一二
東経　一二九―三七―四三
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十七年三月十一日
記事　一時変更

名称　温泉津港灯台
位置
所在地　島根県大田市（念仏鼻）
北緯　三五―〇五―五四
東経　一三二―二〇―一九
変更した事項　光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十七年三月十一日

名称　臼杵漁港北防波堤灯台
位置
所在地　大分県臼杵港（臼杵漁港北防波堤外端）
北緯　三三―〇七―二二
東経　一三一―四九―三一
変更した事項　灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日　平成二十七年三月十二日

名称　浜田港西防波堤灯台
位置
所在地　島根県浜田港（西防波堤外端）
北緯　三四―五二―四四
東経　一三二―〇二―五二
変更した事項　光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十七年三月十二日

名称　重茂港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県宮古市（閉伊埼灯台の南方約八・六キロメートル）
北緯　三九―三四―三八
東経　一四二―〇一―五五
変更した事項　名称　重茂港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県宮古市（重茂港東防波堤外端）
北緯　三九―三四―三六
東経　一四二―〇一―五九
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで一メートル
変更年月日　平成二十七年三月十三日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　佐志生港尾本A防波堤灯台
位置
所在地　大分県臼杵市（佐志生港尾本A防波堤外端）
北緯　三三―一〇―三七
東経　一三一―五〇―〇三
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日　平成二十七年三月十三日

○環境省告示第七十五号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、次の地域を指定したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、当該地域及びその名称を公示する。

この地域を表示した図面は、環境省、神奈川県庁及び箱根町役場に備え付けて供覧する。

平成二十七年五月一日

環境大臣　望月　義夫

地域の名称　神奈川県足柄下郡箱根町の一部　国民保養温泉地　芦之湯温泉